地下室のある建築物を建てる前に

届出が必要になります。

調布市洪水ハザードマップの浸水想定(予想)区域内で地下室の建築を計画する場合、浸水予防対策実施届出書を提出していただく制度を令和3年10月1日から開始しています。

■浸水想定(予想)区域とは?

調布市洪水ハザードマップ及び<u>※調布市内水ハザードマップ</u>に おいて、浸水のおそれがあるとして、色塗りされている部分

※令和5年4月20日から追加されました。

■地下室とは?

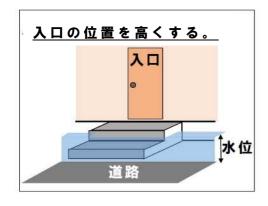
建築物の居室、収納等の部分で当該建築物の敷地の接する周囲の道路又は土地の高さより低い位置に床を有するもの

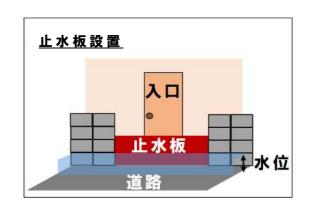
■届出はいつまで?

建築確認その他の建築基準法に基づく申請等手続を行う日の前 日まで

■浸水予防対策とは?

入口、基礎のかさ上げ、止水板又は排水ポンプの設置等







HP【調布市建築物浸水予防対策

<u>に関する要綱について】</u>

お問い合わせ 調布市 都市整備部 建築指導課 審査係

TEL:042-481-7515